

部落差別解消推進法

～差別のない明るい社会をつくらう～

我が国固有の人権問題である同和問題の解決を図るため、国や地方公共団体を中心にさまざまな取組みが進められてきました。その結果、同和問題は解決の方向に向かってはいるものの、インターネット上での同和問題に関する差別情報の流布など、情報化の進展を背景とした問題も顕在化しています。

このような中、「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月9日に成立し、同月16日に施行されました。

この法律では、部落差別は許されないものであることが宣言され、その解消のために国や地方公共団体は「相談体制の充実」や「教育及び啓発」に取り組むこととされています。

法律のポイント

詳しくは、福岡県のホームページをご覧ください。

福岡県部落差別解消

検索

第1条 目的

現在もなお部落差別が存在していることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である。国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制等の充実により部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

第2条 基本理念

部落差別を解消する必要性に対する国民一人ひとりの理解を深めるよう努める。

第3条 国及び地方公共団体の責務

国は、部落差別の解消に関する施策を講ずる。地方公共団体は、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努める。

第4条 相談体制の充実

国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図る。地方公共団体は、国との役割分担を踏まえて、相談に的確に応ずるための体制の充実に努める。

第5条 教育及び啓発

国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行う。地方公共団体は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努める。

第6条 部落差別の実態に係る調査

国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、部落差別の実態に係る調査を行う。

